

桑名市規則第50号

桑名市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市路上喫煙の防止に関する条例（平成30年桑名市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第3号の道路等とは、道路、公園その他公共の場所（室内これに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

2 条例第2条第3号の車両とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同条第10号に規定する原動機付自転車及び同条第11号の2に規定する自転車をいう。

(路上喫煙禁止区域の指定等の告示)

第3条 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 新たに路上喫煙禁止区域を指定した場合
 - ア 指定した路上喫煙禁止区域の名称及び区域
 - イ 指定の効力が生ずる日
- (2) 路上喫煙禁止区域の指定を変更した場合
 - ア 指定を変更した路上喫煙禁止区域の名称及び区域
 - イ 変更の内容
 - ウ 指定の変更の効力が生ずる日
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定を解除した場合
 - ア 指定を解除した路上喫煙禁止区域の名称及び区域
 - イ 指定の解除の効力が生ずる日

(身分証明書の携帯)

第4条 条例第8条の規定による指導及び条例第10条の規定による過料の処分に係る事務に従事する者は、当該事務を行う場合には、身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第5条 条例第8条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(過料)

第6条 条例第10条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 市長は、条例第10条の規定による過料の処分を行うときは、過料の処分を受けるべき者に対し、告知・弁明書（様式第2号）により、あらかじめ告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

3 市長は、前項に規定する弁明の機会の付与を行った後に過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対して、路上喫煙に係る過料処分決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条に規定する路上喫煙禁止区域の指定等の告示の準備行為は、この規則の施行の前日においても、行うことができる。

（表）

		第	号
身分証明書			
写真	所属		
	職名		
	氏名		
	生年月日		
<p>上記の者は、桑名市路上喫煙の防止に関する条例第6条の規定により指定された路上喫煙禁止区域内において同条例第8条の規定による指導及び同条例第10条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明する。</p>			
年 月 日		桑名市長	印

（裏）

<p>桑名市路上喫煙の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>（路上喫煙禁止区域の指定等）</p> <p>第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した路上喫煙禁止区域を変更し、又は解除することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、又は前項の規定により指定した路上喫煙禁止区域を変更し、若しくは解除したときは、規則で定めるところによりその旨を告示しなければならない。</p> <p>（路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止）</p> <p>第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。</p> <p>（指導）</p> <p>第8条 市長は、前条の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者に対し、路上喫煙を止めるよう指導することができる。</p> <p>（罰則）</p> <p>第10条 第7条の規定に違反して路上喫煙禁止区域において路上喫煙をした者で、第8条の規定による指導に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。</p>
--

様

桑名市長

印

告知・弁明書

あなたは、路上喫煙禁止区域内において、次のとおり桑名市路上喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、同条例第8条の指導に従いませんでした。

これは、桑名市路上喫煙の防止に関する条例第10条及び桑名市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第6条第1項の規定により金2,000円の過料処分の対象となりますので、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与します。

違反をした者の住所・氏名等	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	連絡先	
違反の日時場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	場所	
違反の内容	桑名市路上喫煙の防止に関する条例第7条違反	
弁明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記の事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない <input type="checkbox"/> 誤りがある	
	署名	

様

桑名市長

印

過料処分通知書

桑名市路上喫煙の防止に関する条例第10条の規定により、次のとおり過料に処する。

違反をした者の住所・氏名等	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	連絡先	
違反の日時場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	場所	
違反の内容	桑名市路上喫煙の防止に関する条例第7条違反	
過料	金2,000円	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。